

「第2期（令和2年度～令和6年度）湧別町子ども・子育て支援事業計画（案）」に対する意見応募実施結果について

「第2期（令和2年度～令和6年度）湧別町子ども・子育て支援事業計画」に対する意見募集を実施したところ、2件の意見の提出がありました。

1 意見募集結果

(1) 募集期間

令和2年2月3日（月）から令和2年3月3日（火）まで

(2) 意見総数

2件

【提出方法】

持	参	一件			
郵	送	1件			
F	A	X	一件		
電	子	メ	ー	ル	1件

【取り扱い】

■修正 素案に追加、修正するもの	一件
■掲載済み 既に素案に記載されているもの	一件
■参考 今後、参考とするもの	2件

2. 寄せられた意見の概要及び実施機関の考え方

(1) 寄せられた意見の概要

① 特別支援学級への特別支援教育支援員の配置について

湧別町内の小学校の普通学級には、「教育上特別な支援が必要な児童の日常介助」「学習活動のサポート」を目的に「特別支援教育支援員」が配置されていますが、特別支援学級には未配置となっています。

特別支援学級でも障害区分が同じで学年の異なる複数の児童が在籍する複式学級となった場合は、学級の児童数によっては、担任となる教員の配置が1名となり、在籍する複数の児童が、同学年の普通学級との交流授業等に参加するときなど、在籍する児童の内いずれかが特別支援学級の担任が不在で交流授業等を受けることになり、特別支援学級在籍児童への支援が十分にできないことがあります。

以上のことから、特別支援学級への特別支援教育支援の配置が可能となるよう検討をお願いします。

② 特別支援教育の充実について

発達障害のある子どもには、きちんと子どもにあった指導や対応をしていけば、普通の子ども達と同様に成長していきます。そのため、子ども一人ひとりにあった支援を特別支援学級で行う必要があります。支援の内容が重要です。子どもとその親に寄り添い特別支援教育に取り組んでいかなければいけないと思います。

(2) 寄せられた意見に対する実施機関の考え方

①及び② 特別支援教育支援員は、教育委員会の定める配置事業実施要綱に基づき、保護者からの要請に基づき、校長から教育委員会への申請があったときに、学校の運営状況、児童生徒の状態を勘案し、教育委員会が配置を行っています。

特別な支援を要する児童生徒への教育支援については、教育委員会が教育支援委員会に諮り、障がいを持つ児童生徒の実態把握及び障がいの種類、程度に応じた教育支援について調査し、特別支援学級を含めた就学先の決定を行っています。

これらのことから、特別な支援を要する児童への支援は、児童の状況等に配慮して実施されているところです。

特別支援教育の充実は、33ページの5他の計画で進行管理を行う関連施策の内、「湧別町総合計画 特別支援教育の充実」及び「湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 障害のある子どもに対する支援の充実」に記載されております。

今回のご意見は、特別支援教育の充実への方法として受け止め、計画の修正は行わず、今後の参考とさせていただきます。